

リサイクルポート三島川之江港

利用促進マニュアル

平成20年4月

愛媛県

< 目 次 >

1 . 本マニュアル策定の趣旨	1
2 . 三島川之江港の概要	2
3 . 本マニュアルにおける基本的な視点	3
4 . 本マニュアルの適用範囲	4
5 . 廃棄物に該当するかどうかの確認	6
5 . 1 廃棄物の定義	6
5 . 2 「産業廃棄物」についての愛媛県への相談	8
5 . 3 「一般廃棄物」についての四国中央市への相談	8
6 . 三島川之江港を利用した循環資源輸送	9
6 . 1 産業廃棄物の輸送	10
6 . 2 有価物の輸送	12
7 . 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等	14
7 . 1 収集運搬業者の選定 ()	14
7 . 2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ()	19
7 . 3 県外産業廃棄物の処分、又は保管に係る知事への事前協議 ()	21
8 . 港湾管理者への手続き、確認等 ()	22
8 . 1 三島川之江港で取り扱える循環資源	22
8 . 2 港湾施設の使用許可の申請	23
8 . 3 荷姿に関する注意事項	24
8 . 4 荷役・保管時の注意事項	25
8 . 5 原状回復の義務	26
9 . 相談窓口	27
10 . 参考資料	
10 . 1 外国との輸出入に伴う手続き	28

1. 本マニュアル策定の趣旨

21世紀に入り、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を特徴とする社会システムは、天然資源の枯渇、地球温暖化問題など、地球規模での環境問題を深刻化させており、持続可能な社会への転換が、世界、日本の緊急の課題となっています。

わが国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律など、循環型社会の構築に向けた取組みを推進する法制度が整備されつつあります。また、リサイクル、リユース事業などの推進をするため、国ではエコタウン（経済産業省）や循環資源の広域輸送を支えるリサイクルポート（国土交通省）などが進められており、愛媛県では「第二次えひめ循環型社会推進計画」、「第5期愛媛県分別収集促進計画」などの取組みが展開されています。

これらの状況の中で、循環型社会形成を促進するためには、循環資源の広域的な物流への対応が必要となります。そこで愛媛県では、愛媛エコタウンプランにより「紙のまちエコタウン」として位置づけられた宇摩圏域の製紙産業において、古紙リサイクルや製紙スラッジの有効利用への積極的な取組みがなされていることから、本地域を背後に有する三島川之江港を、循環資源を積極的に取り扱う港湾として位置づけ、国土交通省に申請したところ静脈物流拠点港（通称リサイクルポート）として平成18年12月に指定されました。

本マニュアルは、三島川之江港を利用する皆様が、円滑かつ適正に循環資源を輸送することができるよう、必要な手続き・考慮すべき点などをまとめた「リサイクルポート三島川之江港利用促進マニュアル」として作成したものです。

三島川之江港を活用した循環型社会の構築に向けて、このマニュアルをお役立て下さい。

用語解説

- ・リサイクルポート： 正式名「静脈物流拠点港」の通称。
- ・静脈物流拠点港： 港湾管理者の申請を受けて、国土交通大臣が指定する。
- ・静脈物流： 原産地から消費者までの物品の動きを動脈物流と呼び、消費者が利用した後の物品の動きを静脈物流と呼ぶ。

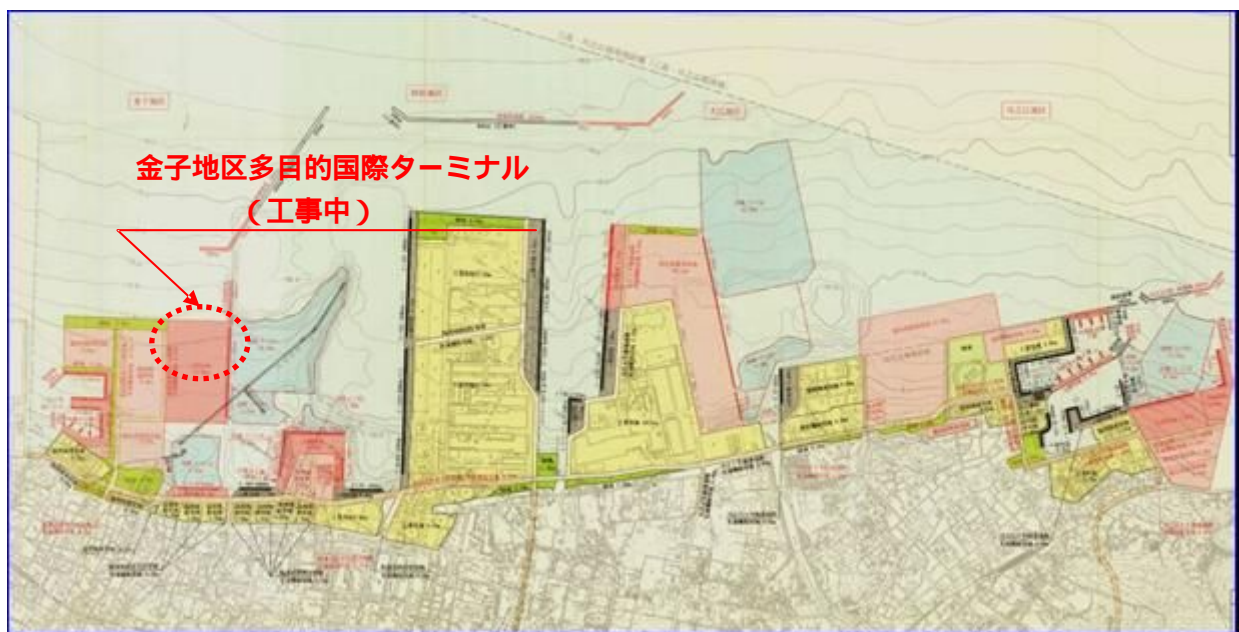
2 . 三島川之江港の概要

三島川之江港は愛媛県東予地域の四国中央市に位置する、重要港湾です。

背後圏には、全国有数の製紙工場群が立地しており、原料搬入や製品出荷の物流拠点として活用されています。

現在、外貿定期コンテナ航路が韓国へ3航路就航しており、コンテナ取扱量は順調に増加しております。また、金子地区において、-14m岸壁を備えた多目的国際ターミナルを整備中です。

平成18年の取扱貨物量は、886万トンであり、約60%が外貿貨物、約40%が内貿貨物となっています。



三島川之江港 港湾計画図



三島川之江港 航空写真 (平成18年3月)

3. 本マニュアルにおける基本的な視点

このマニュアルは、以下の視点から策定しました。

- 1) 循環資源の輸送に三島川之江港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成
- 2) 法律、条例の遵守
- 3) 必要な手続き、確認事項の明示
- 4) 相談窓口の明示

1) 循環資源の輸送に三島川之江港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成

このマニュアルは、循環資源の輸送において三島川之江港を利用する排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者、市町村を対象としています。これらの事業者、市町村がよりリサイクルポート三島川之江港を利用しやすくなるように、マニュアルを作成しました。

2) 法律、条例の遵守

愛媛県では県が管理する港湾施設の利用方法、手続き等について「愛媛県港湾管理条例(愛媛県条例第47号)」を策定しておりますので、三島川之江港を利用する際は条例に則った手続き等をお願いします。

循環資源は、その性状などにより、廃棄物に分類されるものが含まれています。廃棄物を取り扱う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」)、「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱(愛媛県告示第1228号)」を遵守し、適切に取り扱う必要があります。

このマニュアルは、以上の法律・条例等を遵守し、適切にリサイクルポート三島川之江港を活用していただけるように策定しました。

3) 必要な手続き、確認事項の明示

循環資源を適切に取り扱うには、様々な手続き、確認事項があります。中には、ある手続き、確認を終えてからでない、次の手続き、確認へ進めない場合があります。

このマニュアルでは、よりスムーズにリサイクルポート三島川之江港を利用した循環資源の輸送が行なえるように、必要な手続き、確認事項を流れに沿ってわかりやすく解説しています。

4) 相談窓口の明示

循環資源を適切に取り扱おうとする場合、取扱方法の選定など、判断に迷う場合があると思います。

このマニュアルでは、リサイクルポート三島川之江港を利用した循環資源の輸送に必要な手続き、確認事項毎に相談窓口を明記しています。

4. 本マニュアルの適用範囲

(1) 本マニュアルの対象貨物

本マニュアルの対象貨物は、三島川之江港で移出入される循環資源¹⁾としています。
 循環資源は、廃棄物と有価物²⁾に分けられます。
 取り扱う貨物が廃棄物に該当する場合は、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります。
 取り扱う貨物が有価物に該当する場合は、一般貨物と同様の扱いになります。

1) 循環資源の定義

本マニュアルでは、循環資源を「リサイクルされる貨物、あるいは中間処理後にリサイクルされる貨物」とします。

2) 廃棄物と有価物に分けられる循環資源

循環資源は、廃棄物と有価物に分けられます。取り扱う貨物が廃棄物に該当するかどうかは、その貨物の性状、排出の状況、通常の出扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があります。

有価物としては、古紙、金属スクラップなどリサイクルを目的に有価で取引されるものがあります。

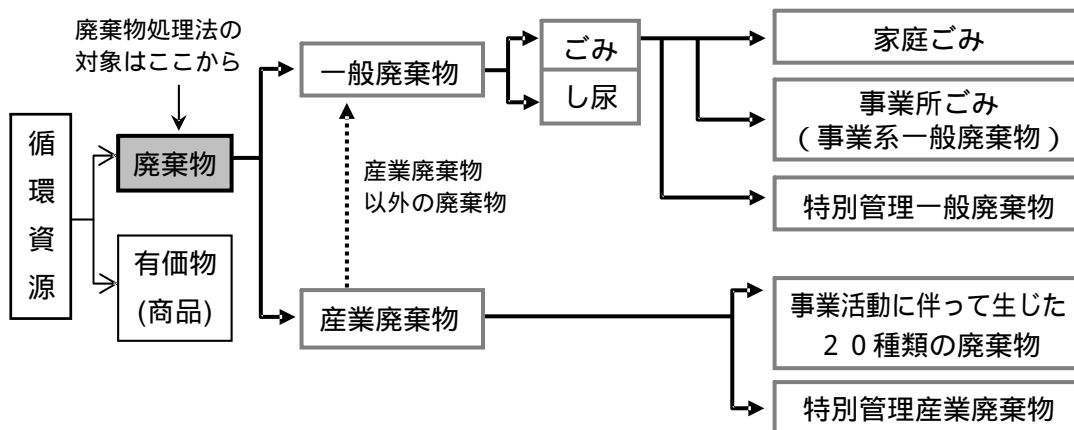


図4-1 性状、排出の状況によって異なる廃棄物と有価物の関係

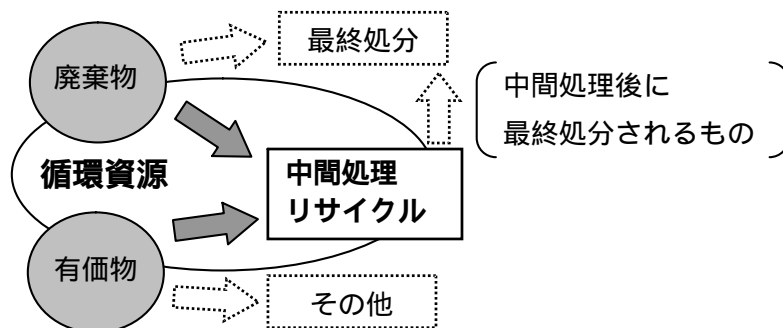


図4-2 処理状況によって異なる循環資源

(2) 関係する民間事業者の整理

本マニュアルでは、三島川之江港を利用した循環資源の輸送に関係する民間事業者を、排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者¹⁾の三業者に整理しています。

1) 関係する民間事業者の整理

本マニュアルでは、循環資源の輸送に関係する民間事業者を以下のように整理しています。

排出事業者 : 事業活動に伴い、循環資源を排出する事業者。

収集運搬業者 : 循環資源の収集運搬を行う事業者。業務内容により、陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者に分けられます。

循環資源が廃棄物である場合は、収集運搬業者は循環資源の積み下ろしを行う地域の都道府県知事（廃棄物処理法施行令第27条に定める市（18ページ参照、以下「政令で定める市」という。）にあっては当該する市長）（産業廃棄物の場合）又は市町村長（一般廃棄物の場合）より、「廃棄物収集運搬業の許可」を取得していなければなりません。

・ 陸上輸送事業者 : トラック等により循環資源を輸送する事業者。

・ 港湾運送事業者 : 船舶に循環資源を積み卸ろしする事業者。

・ 海上輸送事業者 : 船舶により循環資源を輸送する事業者。

リサイクル事業者 : 循環資源をリサイクルまたは中間処理する事業者。

循環資源が廃棄物である場合は、リサイクル事業者は事業を行う区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市にあっては当該する市長）（産業廃棄物の場合）又は市町村長（一般廃棄物の場合）より、「廃棄物処分業の許可」を取得していなければなりません。

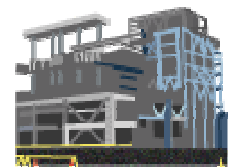
【排出事業者】



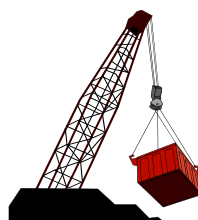
【収集運搬業者】

陸上輸送事業者
港湾運送事業者
海上輸送事業者

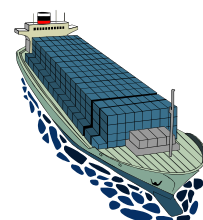
【リサイクル事業者】



陸上輸送事業者



港湾運送事業者



海上輸送事業者

5 . 廃棄物に該当するかどうかの確認

5 . 1 廃棄物の定義

循環資源が廃棄物であるか、有価物であるかによって、取扱方法、輸送できる事業者、必要な手続き等が大きく異なります。

循環資源が「廃棄物（産業廃棄物₁）、一般廃棄物₂）」に該当するかどうかの判断が難しい場合は、産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県、一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせ₃下さい。循環資源が産業廃棄物に該当する場合、一般廃棄物に該当する場合、廃棄物に該当しない場合により、手続き等が異なります。

1) 産業廃棄物の定義

産業廃棄物は、「廃棄物処理法」により、以下のように定義されています。

表 5 - 1 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類、物品賃貸業から生ずるリース物品に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品 医薬品 香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

2) 一般廃棄物の定義

一般廃棄物は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

一般廃棄物に該当するものは、家庭ゴミや一般家庭から出されたペットボトル・空き缶等の資源ごみ、事業系一般廃棄物などです。

3) 都道府県、市町村への問い合わせ

一般的には廃棄物処理法により、産業廃棄物に係る指導監督権限は都道府県知事、一般廃棄物は市町村長にあるとされています。ただし、政令で定める市については、廃棄物処理法第24条の2第1項により、産業廃棄物に関する事務が都道府県ではなく当該市の管轄とされています。

三島川之江港においては、産業廃棄物は愛媛県知事、一般廃棄物は四国中央市長に指導監督権限があります。

産業廃棄物の可能性があるならば輸送先の都道府県（又は政令で定める市）にお問い合わせ下さい。三島川之江港の場合は、四国中央保健所 衛生環境課、又は 県庁 廃棄物対策課 にお問い合わせ下さい。

愛媛県 四国中央保健所 衛生環境課

住所：四国中央市三島宮川4-6-53（電話：0896-23-3360）

愛媛県 県民環境部 廃棄物対策課

住所：松山市一番町4-4-2（電話：089-912-2355）

一般廃棄物の可能性があるならば輸送先の市町村にお問い合わせ下さい。輸送先が四国中央市の場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課 にお問い合わせ下さい。

四国中央市 市民環境部 生活清掃課

住所：四国中央市中之庄町字浜之前1670-3（電話：0896-28-6015）

廃棄物とは？

・廃棄物とは、自ら利用し、または、他人に有償で売却できないため不要になった物のことです。廃棄物であるかないかは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、判断されます。

・例えば、コンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。この場合、有効利用するとしても各種の基準を満たし、客観的に見て他人に有償売却できることが必要です。

5.2 「産業廃棄物」についての愛媛県への相談

三島川之江港を經由して愛媛県内へ輸送する貨物が「産業廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、四国中央保健所、又は県庁廃棄物対策課へご相談¹⁾下さい。

1) 四国中央保健所、又は県庁廃棄物対策課への相談

貨物を輸送する場合、その貨物が産業廃棄物であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続き等が大きく変わってきます。

取り扱う貨物が産業廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断して下さい。

汚染土壌については、廃棄物処理法上、廃棄物に該当せず、土壌汚染対策法で規制を受けるものですが、不要物として処分する場合は、廃棄物として適正処理する必要があります。

判断が難しい場合は、四国中央保健所 衛生環境課、県庁 廃棄物対策課、あるいは、(社)愛媛県産業廃棄物協会までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

県外からの産業廃棄物を処分、又は保管しようとする場合には、知事への事前協議が必要ですのでご注意ください。

5.3 「一般廃棄物」についての四国中央市への相談

四国中央市内へ輸送する貨物が「一般廃棄物」に該当するかどうか判断が難しい場合は、四国中央市へご相談¹⁾下さい。

1) 四国中央市への相談

貨物を輸送する場合、その貨物が「一般廃棄物」であるか、有価物であるかどうかによって、取扱方法、輸送できる業者、必要な手続き等が大きく変わってきます。

取り扱う貨物が一般廃棄物に該当するかどうか判断する場合は、その貨物の性状、排出の状況、通常の手扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断して下さい。

判断が難しい場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課 までご相談ください。なお、ご相談の際は、排出状況や性状等を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

6 . 三島川之江港を利用した循環資源輸送

循環資源の輸送は、排出事業者・市町村とリサイクル業者が循環資源の処理についての契約をすることから始まります。契約から、三島川之江港を利用した循環資源輸送が開始されるまでの流れと関係者の役割¹⁾を図・表にまとめました(10ページから13ページ)。

7章、8章では、事業者・市町村の担当者が三島川之江港を利用した循環資源の輸送を行う際に「必要な手続き」、「行政に相談・確認することにより円滑な輸送ができると考えられる事項」、「収集運搬業者の選定時の配慮事項」について解説しております。

1) 三島川之江港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等

循環資源が、産業廃棄物と有価物のいずれに該当するかにより、三島川之江港を利用した循環資源輸送に必要な手続き等が異なります。

それぞれのページにお進みください。

産業廃棄物に該当・・・「6 . 1 産業廃棄物の輸送」(10ページ)へ

有価物に該当・・・「6 . 2 有価物の輸送」(12ページ)へ

取り扱う循環資源が 一般廃棄物 に該当する場合には？

- ・一般廃棄物は、排出元の市町村の区域内で処理することが原則となっております。
- ・本マニュアルでは、三島川之江港を利用した循環資源の海上輸送を前提としておりますので、一般廃棄物については一般廃棄物に該当する場合を想定しておらず、産業廃棄物及び有価物に該当する場合のみを解説しております。
- ・循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、お近くの市町村の廃棄物を担当する窓口へ、事前にご相談ください。

6.1 産業廃棄物の輸送

(1) 産業廃棄物の輸送フロー図

産業廃棄物を、三島川之江港を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。フロー図にある、「収集運搬業者の選定」「三島川之江港での廃棄物取扱方法の検討」「知事への事前協議」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等」については8章で解説しています。

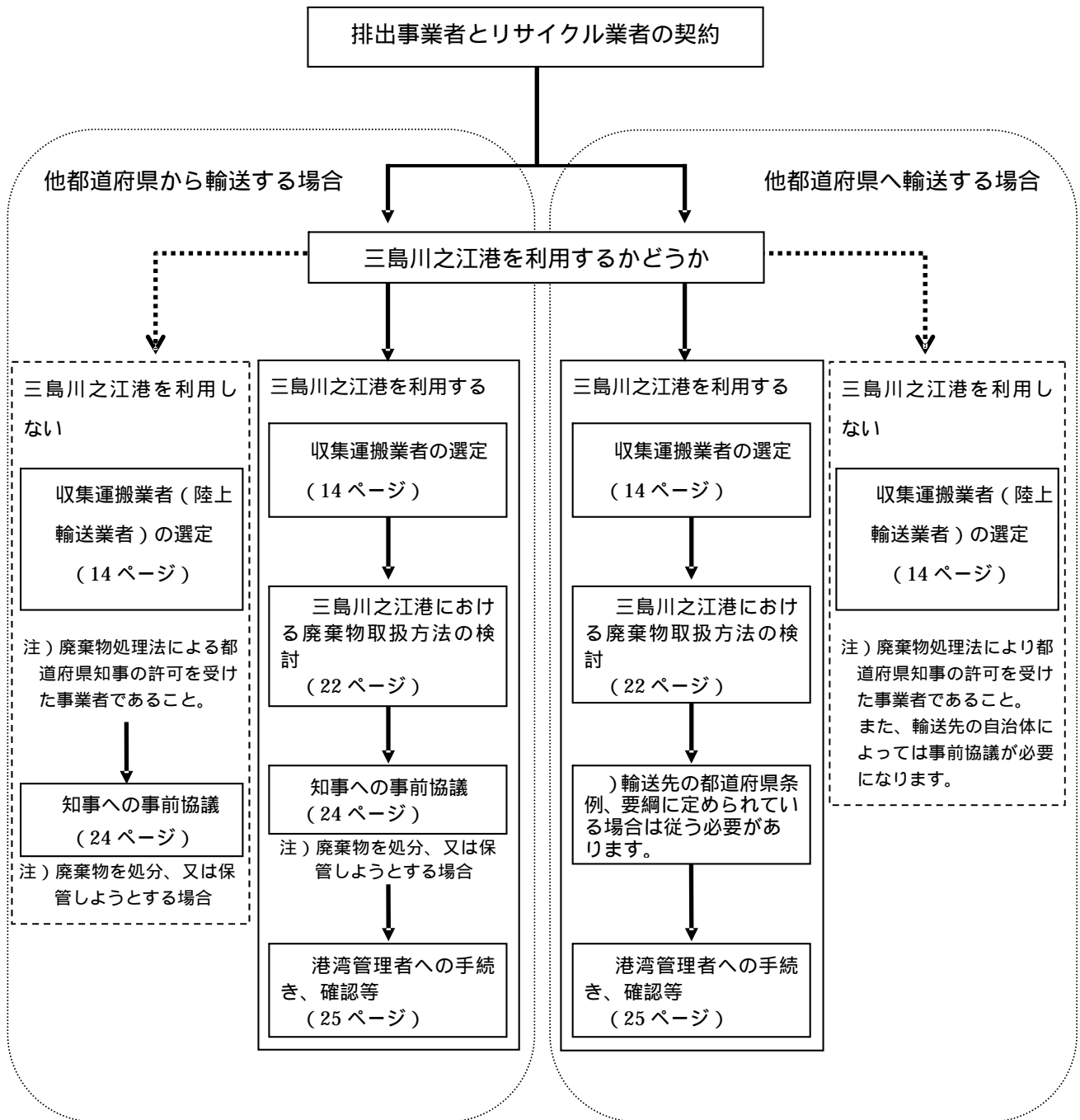


図6-1 三島川之江港を利用した循環資源（産業廃棄物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

産業廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「 収集運搬業者の選定 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 」の関係者は、排出事業者、リサイクル事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課、および四国中央市港湾課港務所です。

「 知事への事前協議 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課です。

「 港湾管理者への手続き、確認等 」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央市港湾課港務所です。

1) 本マニュアルで解説している上記 ~ の4項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。

このうち、対応する必要がある関係者は、状況により対応する可能性のある関係者はで示してあります。

表 6 - 1 産業廃棄物の輸送における関係者の役割

	排出事業者	リサイクル業者	収集運搬業者			四国中央保健所衛生環境課 又は、県庁廃棄物対策課	四国中央市港湾課港務所
			陸上輸送事業者	海上輸送事業者	港湾運送事業者		
収集運搬業者の選定	愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定						
	三島川之江港での港湾運送事業者の選定						
	三島川之江港 - 相手港間の海上輸送業者の選定						
	相手港での港湾運送事業者の選定						
	他都道府県での陸上輸送業者の選定						
三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討							
知事への事前協議							
港湾管理者への手続き、確認等							

6.2 有価物の輸送

(1) 有価物の輸送フロー図

有価物を、三島川之江港を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。

フロー図にある「収集運搬業者の選定」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等」については8章で解説しています

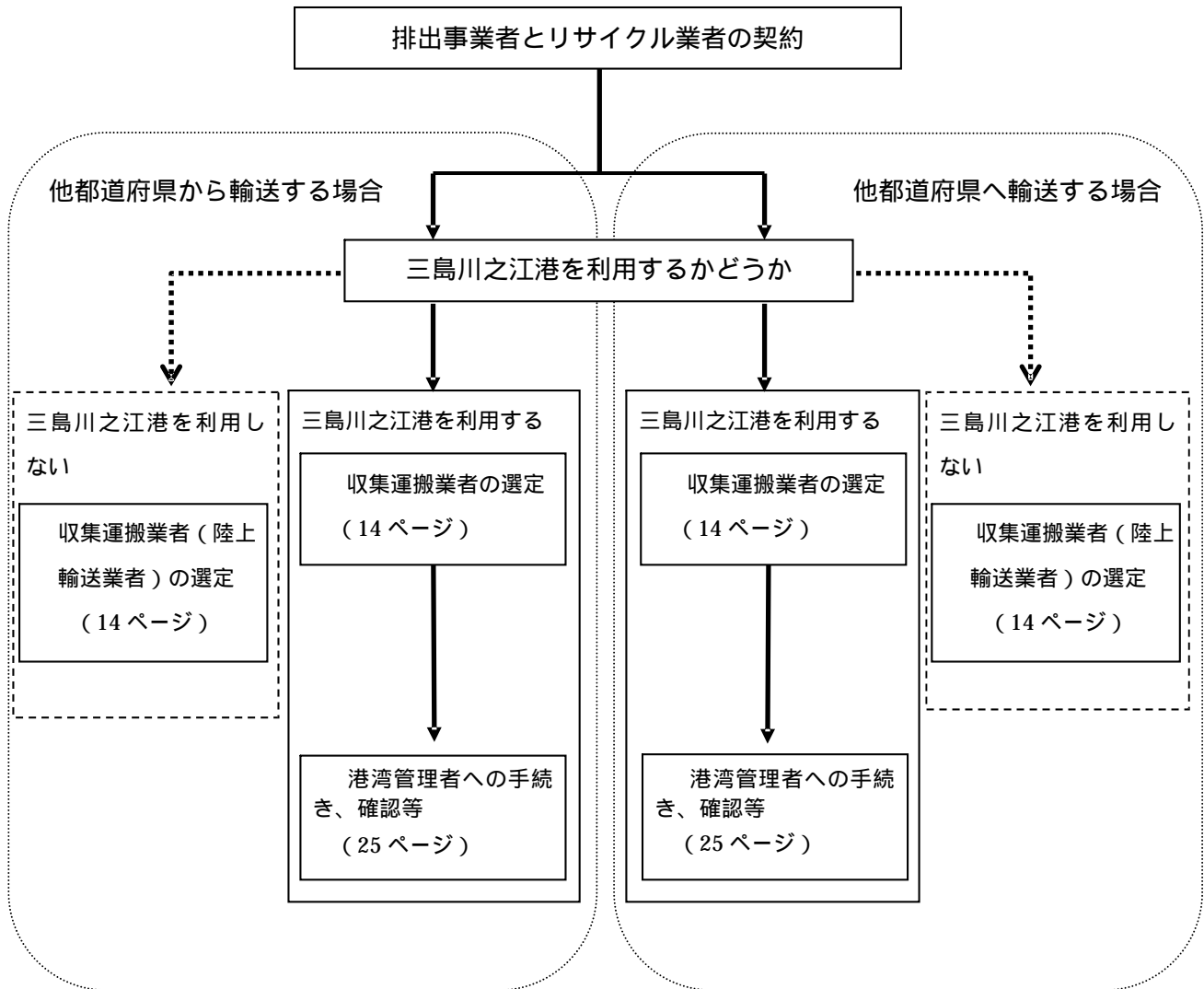


図6-2 三島川之江港を利用した循環資源（有価物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

有価物の輸送に必要な手続き、選定、確認等に関わる事業者、行政担当¹⁾は、以下の通りです。

「 収集運搬業者の選定」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「 港湾管理者への手続き、確認等」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、四国中央市港湾課港務所です。

有価物は廃棄物に該当しないので、「 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討」、「知事への事前協議」にかかる事項はありません。

1) 本マニュアルで解説している上記 ~ の4項目について、関係する事業者、行政担当は以下の通りです。

このうち、対応する必要のある関係者は、状況により対応する可能性のある関係者はで示してあります。

表 6 - 2 有価物の輸送における関係者の役割

	排出事業者 リサイクル業者	収集運搬業者			四国中央 保健所 衛生環境課 又は、県庁 廃棄物対策課	四国中央市 港湾課港務所
		陸上 輸送 事業者	海上 輸送 事業者	港湾 運送 事業者		
収集運搬業者の選定	愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定					
	三島川之江港での港湾運送事業者の選定					
	三島川之江港 - 相手港間の海上輸送業者の選定					
	相手港での港湾運送事業者の選定					
	他都道府県での陸上輸送業者の選定					
三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討						
知事への事前協議						
港湾管理者への手続き、確認等						

7. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等

7.1 収集運搬業者の選定 ()

三島川之江港を利用した循環資源の輸送を行う事業者¹⁾は、以下の事業者です。

輸送しようとする循環資源が産業廃棄物²⁾、有価物³⁾のいずれかによって、輸送を行うことができる事業者が異なります。

- (1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者 (下図の陸上輸送事業者 A)
- (2) 三島川之江港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者 B)
- (3) 三島川之江港 - 相手港間の海上輸送事業者 (海上輸送事業者 C)
- (4) 相手港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者 D)
- (5) 相手港 - 排出地 / 目的地間の陸上輸送事業者 (陸上輸送事業者 E)

1) 三島川之江港を利用した循環資源輸送を行う事業者

海上輸送により循環資源を輸送する場合、以下の収集運搬業者が携わることになります。

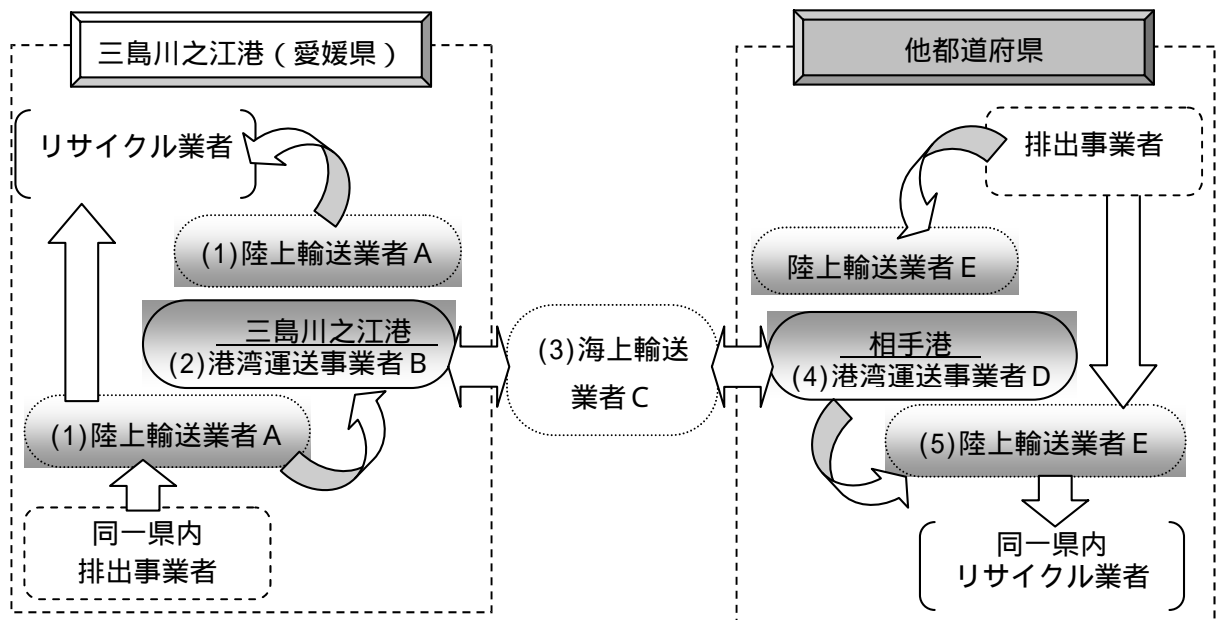


図 7 - 1 収集運搬業者の役割

2) 循環資源が産業廃棄物に該当する場合

産業廃棄物を輸送することができるのは、主に積み込み及び荷卸しする区域を管轄する都道府県知事等の許可を取得した事業者です。なお、政令で定める市の区域内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は、当該市長の許可が必要となります。

廃棄物処理法により、「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。排出事業者の皆様は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う産業廃棄物収集運搬業者を選定してください。

3) 循環資源が有価物に該当する場合

循環資源が有価物に該当する場合、一般貨物の輸送と同様に、収集運搬事業者を選定してください。

排出事業者による廃棄物収集運搬事業者の選定

- (1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定15 ページへ
- (2) 三島川之江港の港湾運送事業者Bの選定16 ページへ
- (3) 三島川之江港－相手港間の海上輸送事業者Cの選定16 ページへ
- (4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定17 ページへ
- (5) 相手港－排出地 / 目的地間の陸上輸送事業者Eの選定17 ページへ

(1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、愛媛県(松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市)の産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

1) 愛媛県(松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市)の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、愛媛県(松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市)の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

どの事業者が該当するのか不明の場合は、県庁 廃棄物対策課(松山市許可にかかる事業者については 松山市 廃棄物対策課)又は(社)愛媛県産業廃棄物協会にご相談ください。

(社)愛媛県産業廃棄物協会 問い合わせ先

・ 社団法人 愛媛県産業廃棄物協会
〒790-0005 松山市花園町7-3
電話：089-986-3450 F A X：089-986-3451
協会ホームページURL <http://www.ehimesanpai.or.jp>

(2) 三島川之江港の港湾運送事業者 B の選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、愛媛県産業廃棄物収集運搬業の許可 1) を取得している港湾運送事業者を選定してください。

1) 愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

どの事業者が該当するのか分からない場合は、県庁 廃棄物対策課、又は(社)愛媛県産業廃棄物協会にご相談ください。

(3) 三島川之江港 - 相手港間の海上輸送事業者 C の選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、三島川之江港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可 1) を取得している海上輸送事業者を選定してください。

1) 三島川之江港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している海上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表 7 - 1 産業廃棄物を輸送できる海上輸送事業者 C の要件

相手港所在地がイ県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 口市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
口市が政令で定める市でない場合	愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

「政令で定める市」は表 7 - 5 参照のこと。

どの事業者が該当するのかわからない場合は、県庁 廃棄物対策課、又は(社)愛媛県産業廃棄物協会、及び相手港所在地の都道府県(又は政令で定める市)にご相談ください。

(4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している港湾運送事業者を選定してください。

1) 相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表7-3 産業廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

相手港所在地がイ県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	口市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
口市が政令で定める市でない場合	イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

相手港の港湾運送事業者に心当たりがないという場合は、三島川之江港の港湾運送事業者、海上運送事業者にご相談ください。

(5) 相手港－排出地 / 目的地間の陸上輸送事業者Eの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港と排出地 / 目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

1) 相手港と排出地 / 目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、相手港、排出地 / 目的地がある都道府県等の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

・相手港と排出地 / 目的地が同じ都道府県にある場合は、A県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

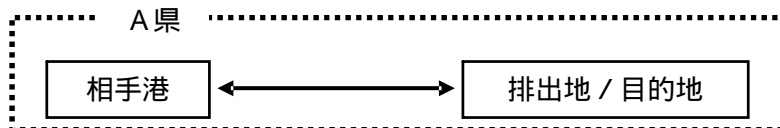


図7-1 相手港と排出地 / 目的地が同じ県にある場合

・相手港と排出地 / 目的地が別々の都道府県にある場合は、A 県と B 県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

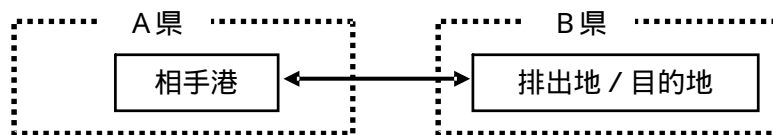


図 7-2 相手港と排出地 / 目的地が異なる県にある場合

相手港、排出地 / 目的地の所在地が、政令で定める市の場合は、市の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者の中から選定してください。

表 7-5 政令で定める市

(平成 20 年 4 月現在)

都道府県	政令で定める市	都道府県	政令で定める市
北海道	札幌、函館、旭川	京都府	京都
青森県	青森	大阪府	大阪、堺、東大阪、高槻
岩手県	盛岡	兵庫県	神戸、姫路、尼崎、西宮
宮城県	仙台	奈良県	奈良
秋田県	秋田	和歌山県	和歌山
福島県	郡山、いわき	岡山県	岡山、倉敷
栃木県	宇都宮	広島県	広島、福山、呉
埼玉県	さいたま、川越	山口県	下関
千葉県	千葉、船橋、柏	香川県	高松
東京都	東京 23 区、八王子	愛媛県	松山
神奈川県	横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢	高知県	高知
新潟県	新潟	福岡県	北九州、福岡、大牟田、久留米
富山県	富山	長崎県	長崎、佐世保
石川県	金沢	熊本県	熊本
長野県	長野	大分県	大分
岐阜県	岐阜	宮崎県	宮崎
静岡県	静岡、浜松	鹿児島県	鹿児島
愛知県	名古屋、豊橋、岡崎、豊田		

陸上輸送事業者には心当たりがない場合は、三島川之江港の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者にご相談ください。

7.2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ()

輸送する循環資源が産業廃棄物の場合、廃棄物処理法を遵守した三島川之江港における廃棄物の取扱方法を検討¹⁾してください。

検討する際、ご不明な点については、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課へご相談ください。

1) 三島川之江港における廃棄物の取扱方法の検討

取り扱う循環資源が産業廃棄物の場合、廃棄物処理法を遵守した取り扱いが必要です。

廃棄物処理法では、廃棄物の発生から処分まで、各段階に応じてそれぞれ処理基準が定められています。例えば、収集運搬の基準の一つとして、「廃棄物が飛散、流出しないようにすること。」と定められています。よくご確認の上、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

表7-6 廃棄物処理法による廃棄物の保管・収集運搬基準

保管の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲いが設けられ、保管施設であること等が表示されていること。 ・ 廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。 ・ 屋外で容器を用いず保管する場合は、法で定められた保管の高さを超えないこと。 ・ ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。 	
収集運搬の基準	行う場合 収集運搬のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 ・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・ 収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・ 収集運搬車両の外側に産業廃棄物収集運搬車両であること等の表示をし、かつ必要事項を記載した書面を備えつけること。 ・ 運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。
	併せて行う場 積替え保管も	<ul style="list-style-type: none"> 上記保管の基準に加え、次によること。 ・ 積替えを行った後の運搬先が定められていること。 ・ 搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる数量（1日平均搬出量×7）を超えないこと。 ・ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より

廃棄物処理法では、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物を取り扱う場合、さらに以下の処理基準が定められています。よくご確認のうえ、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

表7-7 廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物の保管・収集運搬基準

収集運搬の基準	保管の基準	<p>表7-6の保管の基準に加え、次によること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。 ・その性状に応じて、容器に入れ密閉するなど必要な措置を講じること。 ・揮発防止の措置、高温にさらされないための措置、腐食防止及び腐敗防止等の措置を講じること。
	収集運搬のみ 行う場合	<p>表7-6の収集運搬のみを行う場合に加え、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して、収集運搬すること。 ・感染性廃棄物の場合は、必ず運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納すること。 ・収集運搬の際には特別管理産業廃棄物の種類、取り扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器に表示されている場合を除く。）
	併せて行う場 積替え保管も	表7-6の積替え保管も併せて行う場合と同じ

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より

処理基準を遵守した取扱方法は、廃棄物の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、産業廃棄物については四国中央保健所 衛生環境課、又は県庁 廃棄物対策課までご相談ください。

表7-8 飛散防止・流出防止・悪臭防止対策の例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など。
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、 周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など

7.3 県外産業廃棄物の処分、又は保管に係る知事への事前協議（ ）

輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物）の場合で、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする場合は、知事への事前協議¹⁾をしてください。

検討する際、ご不明な点については、四国中央保健所 衛生環境課 へご相談ください。

1) 知事への事前協議

取り扱う循環資源が廃棄物（産業廃棄物）の場合は、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱を遵守した取り扱いが必要です。

要綱では、排出事業者及び処理業者は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする場合は、知事に事前協議を行うよう定められています。協議の結果、生活環境保全上に支障がなく、かつ、やむを得ない理由（リサイクル目的等）があると認められた場合に限り搬入することができます。よくご確認の上、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

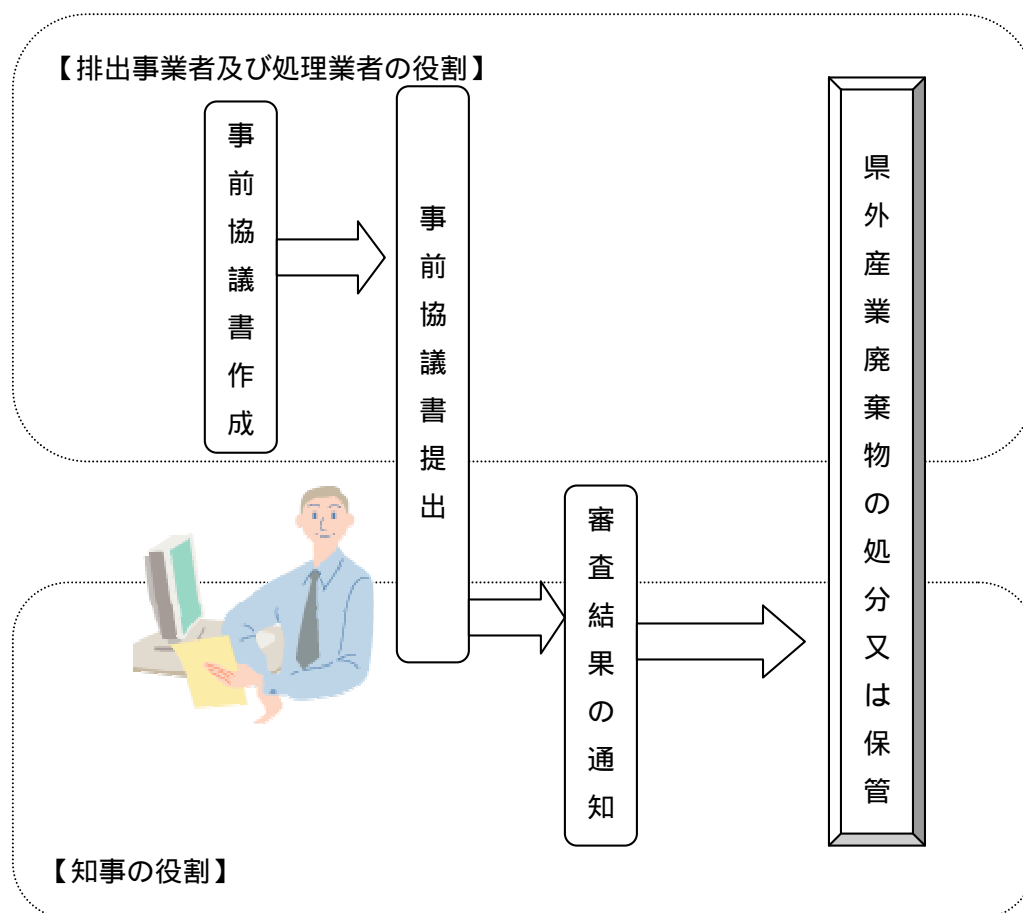


図 県外産業廃棄物処理の事前協議のフロー図

8 . 港湾管理者への手続き、確認等 ()

8 . 1 三島川之江港で取り扱える循環資源

循環資源が廃棄物の場合、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります¹⁾。

「愛媛県港湾管理条例」では、港湾での循環資源の取扱について、有価物と無価物を区別して規制する規則は定めておりません²⁾。

有価・無価を問わず取り扱う循環資源の性状をよく把握し、適切に取り扱ってください³⁾。

1) 「廃棄物処理法」の遵守

輸送する循環資源が産業廃棄物の場合は、廃棄物処理法を遵守した取扱をする必要があります (「7 . 2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ()」参照。)

輸送する循環資源が産業廃棄物の可能性がある場合は、四国中央保健所 衛生環境課、又は県庁 廃棄物対策課までお問い合わせください。

また、輸送する循環資源が一般廃棄物の可能性がある場合は、四国中央市 市民環境部 生活清掃課までお問い合わせください。(「5、廃棄物に該当するかどうかの確認」参照。)

2) 「愛媛県港湾管理条例」では循環資源の取扱に対する規則は定めていません。

愛媛県では、三島川之江港を含む愛媛県が管理する港湾^(注1)について、循環資源の取扱に関して、有価物・無価物を区別して規制する規則は定めておりません。(有価物・無価物を問わず、土地・建物の汚損や、貨物等の放置・散乱等は禁止しております。)

注1：愛媛県が管理する港湾は重要港湾4港(三島川之江港、東予港、松山港、宇和島港)と地方港湾18港(寒川港、波止浜港、波方港、菊間港、宮浦港、吉海港、伯方港、弓削港、北条港、中島港、松前港、伊予港、長浜港、三崎港、川之石港、玉津港、岩松港、御荘港)の合計22港であり、重要港湾である新居浜港は新居浜港務局、今治港は今治市がそれぞれ管理しています。新居浜港、今治港での循環資源の取り扱いルールは、愛媛県が管理する港湾と異なりますので、両港の利用にあたっては各港湾管理者にお問い合わせください。

3) 適切な取り扱いをお願いします

循環資源の中には、性状により、港湾施設を汚損する可能性があるもの、他の利用者の迷惑となる可能性があるもの、周辺住民の迷惑となる可能性があるもの等がありますので、適切にお取り扱いください。

8.2 港湾施設の使用許可の申請

三島川之江港の公共港湾施設を利用する場合は、有価物、廃棄物に関係なく「愛媛県港湾管理条例」において定められている、[港湾施設の使用許可申請](#)1)を行ってください。

1) 港湾施設の使用許可の申請

循環資源の輸送に三島川之江港の港湾施設を利用する場合、一般貨物と同様、以下の書類を管轄する部署へ提出してください。これらの書類の入手先・提出先等については、四国中央市港湾課港務所にお問い合わせください。民間港湾施設については各施設の管理者にお問合せ下さい。

表 8-1 三島川之江港の港湾公共施設を利用する際に必要な書類

港湾施設名 等		書類名
入(出)港時		入(出)港届
荷役・保管時	岸壁、棧橋、物揚場	係船許可・承認申請書(様式第1号(条例規則第3条関係)) 又は、係留施設等使用許可申請書(EDI申請時)
	荷役施設	港湾施設使用許可申請書(様式第2号(同第3条関係))
	野積場	又は、港湾施設占用許可申請書(様式第3号(同第3条関係))

入出港、係留施設使用などに関する手続きは、「港湾 EDI システム」により電子申請が可能です。「港湾 EDI システム」とは、港長及び港湾管理者への手続きを電子化したシステムで、ご利用には事前の ID 登録が必要です。

港湾施設の使用料は、「愛媛県港湾管理条例」により、以下のとおり定められています。

表 8-2 三島川之江港 港湾施設使用料(愛媛県管理施設のみ)

	区 分	使 用 料
入港料	船舶(総トン数 50 トン未満の漁船及び渡海船を除く)	総トン数 1 トン 1 回につき、1 円
係船料	定期船	総トン数 1 トン 1 回につき、0.3 円
	不定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、1 円
貨物通過料 ¹⁾		1 トンにつき、21.9 円(20.9 円) ²⁾
野積場	舗装	1 平方メートル 1 日につき、3.7 円
	未舗装	1 平方メートル 1 日につき、2.7 円
泊地	定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、0.3 円
	不定期船	総トン数 1 トン 1 回につき 24 時間までごとにつき、1 円

- 1 貨物通過料は、貨物通過料の項に規定する額の範囲内において知事が定める。
- 2 括弧書の規定は、消費税法施行令第 17 条第 2 項第 2 号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

8.3 荷姿に関する注意事項

バルク状の循環資源を取り扱う場合は、飛散、落下への対策1)を検討してください。

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、臭いが埠頭外に漏れないような荷姿2)を検討してください。

酸性の循環資源を取り扱う場合は、港湾施設に直接触れないような荷姿3)を検討してください。

循環資源の荷姿に関し、ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 へご相談ください。4)

1) バルク状の循環資源の荷姿

バルク状の循環資源は、荷役時などに飛散、落下をしやすく、港湾施設や他の貨物の汚損がないような対策を検討してください。特に海面への循環資源の落下は、水質悪化や水産物への風評被害発生、内港泊地の埋没等が懸念されるため、岸壁と船舶間に落下防止用シートを設置する等の十分な対策を検討してください。

フレコンバック、コンテナ等の輸送用容器を使用しない場合は、岸壁上に鉄板等を敷設する、ホッパーを利用するなど、港湾施設の汚損を防止する対策を検討してください。

2) 臭気の強い循環資源の荷姿

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、密閉した容器に入れる、容器の開口部をシートで被うなど、臭気の埠頭外への拡散を防ぐような荷姿を検討してください。

3) 酸性の循環資源の荷姿

酸性の循環資源を取り扱う場合は、循環資源が港湾施設に直接触れて溶かすことがないような荷姿を検討してください。

4) 相談窓口

「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 までご相談ください。

8.4 荷役・保管時の注意事項

三島川之江港において、循環資源を荷役あるいは保管する場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様、「飛散、流出、悪臭の防止」「他の利用者に迷惑をかけない」ような荷役方法・保管方法を検討¹⁾し、実施してください。

循環資源の荷役・保管方法に関し、ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 へご相談ください。²⁾

1) 三島川之江港における循環資源の荷役・保管方法の検討

三島川之江港において循環資源を取り扱う場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様に、以下の「港湾施設利用上の注意」に沿った形で、荷役方法・保管方法を検討してください。

港湾施設利用上の注意

- ・飛散、流出、海面落下、悪臭の防止
- ・他の利用者に迷惑をかけない

表8-3 荷役時の対策の例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、 周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など
汚損防止対策	囲いをする、エプロンに鉄板を敷く、など
落下防止対策	船舶と岸壁の間にシートを張る、など

2) 相談窓口

「港湾施設利用上の注意」に沿った取扱方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、四国中央市 港湾課 港務所 までご相談ください。

8.5 原状回復の義務

三島川之江港を利用した場合は、施設利用許可条件等により、利用者は原状回復¹⁾を義務付けられています。

循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を汚損してしまった場合は、原状回復するとともに四国中央市 港湾課 港務所へご連絡ください。²⁾

1) 港湾施設利用後の清掃等の原状回復

三島川之江港の港湾施設の利用者は、施設利用許可条件等により、原状回復を義務付けられています。

例えば、荷役時に誤って循環資源を飛散させたり、こぼしたことで港湾施設を汚した場合は、清掃等を行い、元の状態に戻してください。

2) 四国中央市港湾課港務所への連絡

循環資源を取り扱うことにより、誤って港湾施設を破損してしまった場合は、できる限り応急手当をするとともに、速やかに 四国中央市 港湾課 港務所 までご連絡ください。

その後、四国中央市 港湾課 港務所 の指示に従ってください。

9. 相談窓口

リサイクルポート三島川之江港に関連するご相談・お問合せ内容ごとの窓口は、以下の通りです。

窓口	電話番号 ホームページURL	ご相談・お問合せ内容例
国		
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	03-3581-3351 http://www.env.go.jp/	・廃棄物処理法について ・廃棄物等の輸出入について
経済産業省産業技術環境局 リサイクル推進課	03-3501-4978 http://www.meti.go.jp/	・3R政策について ・個別のリサイクル法について
国土交通省港湾局 国際・環境課	03-5253-8684 http://www.mlit.go.jp/	・リサイクルポート政策について
今治海上保安部 同 三島川之江分室	0898-32-2882 http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/imabari/ 0896-24-4498	・港則法に関する手続について
愛媛県 http://www.pref.ehime.jp/		
土木部 港湾海岸課	089-912-2690	・このマニュアルについて ・三島川之江港リサイクルポートについて ・公共港湾事業について
四国中央土木事務所	0896-24-4455	・公共港湾施設の使用・占用許可等について ・公共港湾事業について
県民環境部 廃棄物対策課	089-912-2355	・愛媛県の環境に関する情報、 産業廃棄物について
四国中央保健所 衛生環境課	0896-23-3360	・産業廃棄物について
四国中央市 https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/		
市民環境部生活清掃課	0896-28-6015	・一般廃棄物について
建設部港湾課	0896-28-6036	・三島川之江港リサイクルポートについて
同 港務所	0896-28-6077	・公共港湾施設の使用・占用許可等について
松山市 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/		
環境部廃棄物対策課	089-948-6929	・産業廃棄物について
その他、関連するホームページ		
港湾EDIシステム	http://www.wave.or.jp/PortEDI_main.html	・港湾関係の電子申請について
リサイクルポート推進協議会	http://www.rppc.jp/	・リサイクルポートについて
(社)愛媛県産業廃棄物協会	http://www.ehimesanpai.or.jp	・愛媛県の許可業者について

10 . 参考資料

10 . 1 外国との輸出入に伴う手続き

廃棄物に該当する貨物であれば、外国と輸出入する際に廃棄物処理法の規制がかかります。廃棄物を輸出する場合には環境大臣の確認が、輸入する場合には環境大臣の許可が必要です。

また、外国と輸出入する循環資源は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、バーゼル法)」が対象とする「特定有害廃棄物等」に該当する場合があります。

特定有害廃棄物等には、廃棄物だけでなく有価物も対象となりますので、ご注意ください。

具体的には、リサイクル目的で再生資源などを輸出入する場合に、バーゼル条約の対象となるか否か(有害廃棄物に該当するか否か)を判断する必要があります。

そのため、スクラップ等の輸出入を行うためには、税関に關税法に基づく輸出入申告をするときに以下の手続き(証明)が必要です。

- ・ 特定有害廃棄物等に該当する場合 - 経済産業大臣の承認を受けていることの証明
- ・ 特定有害廃棄物等に該当しない場合 - 特定有害廃棄物等に該当しないことの証明

特定有害廃棄物等に該当しないことを証明するためのポイント

- ・ 分析結果等により客観的に有害性の有無が判断できる資料の提示
- ・ 輸出入後にリサイクルされることが判断できる資料(有償取引であること、輸出入後の処分者がリサイクル業者であること等を示す資料)の提示
- ・ 廃棄物処理法の廃棄物ではないことが判断できる資料の提示

特定有害廃棄物等を輸出入しようとする場合は、「外国為替及び外国貿易法(通称:外為法)」に基づく経済産業大臣の承認が必要です。

輸出入しようとする貨物が特定有害廃棄物等に該当するか否かについては、事前相談の窓口となっております下記の機関へ、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先	貨物の種類
(財)日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課	プラスチック・スクラップ及びメタル・スクラップ
経済産業省産業技術環境局 環境政策課環境指導室	上記以外の貨物
中国四国地方環境事務所	廃棄物処理法が適用される全ての貨物 http://chushikoku.env.go.jp/